

《記載例》

令和7年9月1日

フクシマ株式会社 福島支店
支店長〇〇〇〇

派遣可能期間の延長に係る事項の周知について

令和〇年〇月〇日付け、「意見書」により聴取した、事業所単位の派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日（抵触日）の延長について、下記のとおり周知します。

〈労働者派遣法第40条の2第3項、同法施行規則第33条の3第4項〉

記

1. 意見を聴取した過半数労働組合又は過半数代表者の氏名

過半数代表者 〇 〇 〇 〇

（選任方法：事業所内の全労働者から立候補を募り、投票により過半数以上の信任を得た）

2. 1に対して通知した日及び通知した事項

（1）通知した日：令和7年7月1日

（2）通知した事項

- ① 派遣受入れ事業所：フクシマ株式会社 福島支店 福島市〇〇町〇〇番地
- ② 延長しようとする派遣期間：令和7年10月1日～令和9年9月30日
- ③ 当事業所における派遣労働者の受入れ状況

【参考】令和4年10月1日～令和7年6月末までの状況

受入部署	受入期間	派遣労働者数	正社員数
製造部〇〇課 (あいづ工場)	R4.10.1～R5.9.30	2名	2名
	R5.10.1～R7.9.30	1名	2名
	R6.10.1～R7.6.30	1名	2名

3. 1から意見を聴取した日及び意見の内容

（1）意見を聴取した日：令和7年8月31日

（2）意見の内容：派遣可能期間の延長について異議はありません。

4. 異議に対し変更した派遣期間

異議がなかったため変更なし

以上